

資料 5 関係用語集

用 語	説 明
あんしん歩行エリア	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため道路管理者と県公安委員会が連携し、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施するエリアとして指定(平成 15 年 7 月)されたもの。
NPO 法人	民間非営利組織 non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織で、平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)を取得したもの。
学習障害(LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す。原因として中枢神経に何らかの機能障害があると推測されている。
学校施設整備指針	教育内容、教育方法の多様化など、学校教育を進めるうえで必要な施設機能を確保するための指針。学校施設の計画および設計において、障害者への配慮について必要となる基本的な留意事項を示している。
グループホーム	知的障害者や精神障害者が、食事や家事など毎日の暮らしについて世話人による援助を受けながら、地域の中の住宅で 4～5 人で共同生活する形態。
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (通称 ハートビル法)	<p>デパートや劇場、ホテルなどのバリアフリー化を進めるため、不特定多数の人が利用する新築の建築物に対して、車いす利用者等に便利なように、一定幅以上の廊下、利用しやすいエレベーター、トイレの確保、手すりの設置などを求めるものとして平成 6 年公布された。</p> <p>平成 14 年の法改正により、従来建築主の努力規定であったものを、義務規定に強化し、一定の基準を満たす建築物は、容積率を緩和するなどの優遇措置を広げた。</p> <p>一方、利用者が特定されているとして、義務付けの対象外となっている学校や工場などについても新たに努力義務を科した。</p>
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (通称 交通バリアフリー法)	高齢者、身体障害者などが公共交通機関を利用した際の移動の利便性及び安全の向上を促進するため、公共交通事業者により鉄道駅、バスターミナル、鉄道車両、バスなどのバリアフリー化を推進するとともに、鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを定めた法律。平成 12 年公布。

用 語	説 明
市営住宅総合再生計画	平成 8 年度策定の「春日井市住宅マスタープラン」を踏まえ、平成 9 年度に策定した市営住宅の総合的な再生計画。平成 14 年度には、公営住宅ストックを総合的に活用する「春日井市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、その計画に基づき建替事業など市営住宅整備に取り組んでいる。
JR 高蔵寺駅周辺交通バリアフリー基本構想	JR 高蔵寺駅及び周辺のバリアフリー化を推進するため、交通バリアフリー法の規定する本市の「移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」として、平成 14 年度に策定したもの。
社会福祉基礎構造改革 / 社会福祉の増進のための社会福祉事業法の一部を改正する等の法律	<p>戦後直後に形成された社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉制度の基本的な構造について、増大・多様化する福祉への要求に対応するため、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念に基づいて、</p> <p>個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立 質の高い福祉サービスの拡充 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実</p> <p>をめざし、改革を行ったもの。</p> <p>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年 6 月 7 日公布）により、社会福祉事業法（社会福祉法に題名改正。）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、生活保護法の一部改正と、公益質屋法の廃止が行われ、利用者の立場に立った福祉サービスの利用制度化が図られた。</p>
重症心身障害児(者)通園事業	<p>在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う事業。</p> <p>実施主体 都道府県、指定都市、中核市 実施施設 A 型施設 - 重症心身障害児施設又は肢体不自由児施設に併設等 利用人員 15 人 / 1 日 B 型施設 - 障害児(者)施設等において実施 利用人員 5 人 / 1 日</p>
授産施設	職業能力が限られている障害者に対して、就学又は技能の修得のために、必要な訓練や職業を提供し、自活を支援する施設。

用 語	説 明
障害者ケアマネジメント	<p>障害のある人の意向、希望、主体性、選択性を尊重し、ニーズを満たす社会資源と当事者を結びつけ、さらに社会資源を組織化したり開発することによって、地域内のネットワークを形成するなど、必要な援助を総合的、効果的に提供できるように調整し、利用者のニーズに応じた生活を実現するための支援を行う。</p>
障害者職業センター	<p>ハローワークと連携を取りながら、障害者の就労に関する各種サービスを実施する障害者の職業リハビリテーションの専門機関</p> <p>専門のカウンセラーが配置され、職業評価、職業指導、職業準備支援、就労の際に必要な知的障害者の制度を行う。ジョブコーチの派遣も行う。都道府県に1箇所程度設置。</p>
障害者の日	<p>政府が昭和56(1981)年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5(1993)年に障害者基本法に規定された。国連で障害者の権利宣言を採択した日を記念したもので、障害者問題についての国民の理解と認識を深めるため、各種の啓発広報行事が行われている。また、平成7(1995)年度からは国際障害者デーである12月3日から9日までを「障害者週間」としている。</p>
食の自立支援	<p>重度障害者やひとり暮らし高齢者の世帯に対し、食の観点からアセスメントを行い、給食サービスはもとより、ホームヘルプサービス、デイサービスなどを活用し、食に関するサービスを計画的に提供し、健康で自立した生活を送れるよう支援する。</p>
職場適応訓練	<p>希望する事業所において実地訓練を行い、職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後、引き続き事業所に雇用してもらう制度。</p> <p>ハローワークが窓口となり、県から企業に委託して実施。</p>
ジョブコーチ (職場適応援助者)	<p>就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障害者の職場への適応を支援、職場にジョブコーチが出向き、障害者が職場に適応できるよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。</p> <p>ジョブコーチの事業は、地域障害者職業センターが社会福祉法人等と連携して実施する。</p>

用 語	説 明
身体障害者補助犬制度	<p>身体障害者補助犬は、身体障害者を補助するため訓練され認定された視覚障害者のための盲導犬、肢体不自由者のための介助犬、聴覚障害者のための聴導犬を指す。</p> <p>身体障害者補助犬の訓練事業者や使用者の義務を定め、障害者が公共的施設や公共交通機関などを利用する際、受け入れ側が補助犬の同伴を拒否できないよう身体障害者補助犬法(平成14年10月施行)によって規定されている。</p>
成年後見制度	<p>痴呆や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人が契約等の法律行為が出来るよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。</p>
第三者委員	<p>社会福祉法第82条で、社会福祉事業者は、苦情解決の仕組みを確立するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、外部の第三者委員を設置することになっている。</p>
地域福祉権利擁護事業	<p>痴呆や知的障害、精神障害等による判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続きや利用料の支払いに関する便宜供与など、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うサービス。</p>
地域療育等支援事業	<p>在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、訪問や外来による療育など総合的な支援を行う。</p> <p>対象者 重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児</p> <p>実施施設 県(愛知県心身障害者コロニー)</p> <p>内 容 療育等支援施設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問療育等指導事業(巡回相談、訪問健康診査) ・在宅支援外来療育等指導事業 ・地域生活支援事業 ・施設支援一般指導事業 <p>障害児のデイサービス事業所、保育所や障害者の通所授産施設等の職員に対する療育に関する技術支援</p> <p>療育拠点施設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設支援専門指導事業 ・在宅支援専門療育指導事業

用 語	説 明
知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の分場	<p>在宅知的障害者の施設利用を容易にし、地域社会での自立と社会参加を促進するため、知的障害者更生施設や知的障害者授産施設は、中心施設（20人以上）のほかに分場を設置することができる。その場合、中心施設と分場をもって一つの施設とみなされる。このため、分場は、調理室、事務室、会議室、相談室、運動場は設けなくてもよい。</p> <p>分場利用定員 5人以上20人未満、複数設置可能。</p>
注意欠陥多動性障害（ADHD）	<p>注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障がある。</p> <p>7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推測される。</p>
特別支援教育	<p>障害の程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る。</p> <p>従来の特教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の教育支援計画の作成 ・小中学校に特別支援教育コーディネーターの配置 ・養護学校を特別支援学校に転換
難病患者など	<p>難病は、原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない症病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい症病(国の難病対策要綱)をいう。平成5年の障害者基本法成立時の参議院厚生委員会の附帯決議において、「てんかん及び自閉症を有するもの並びに難病に起因する身体上又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり・・・」とされ、在宅の支援が始まった。</p>
ピアカウンセリング	<p>障害者が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談に応じ、問題解決を図ること。</p>
福祉文化	<p>誰もが自立してお互いを大切にできるような暮らしの質を高め、皆が幸せな社会を築くこと。これまでややもすれば一部の特別な人々を助けるための「特別な福祉」という固定観念を変えていくため、「福祉文化」ということが大切になっている。</p>

用語	説明
福祉的就労	<p>授産施設や作業所での収入（工賃）を伴う活動をいい、労働関係法規の適用は受けないが、就業・就労に該当し福祉施設で行われていることから、福祉的就労と呼ばれている。</p>
歩行者支援システム （ピックス／P I C S）	<p>県警が「生活に優しい交通環境の構築に向けたモデル事業」の一環として視覚障害者等の歩行における新たな安全確保を図るため、県下の中でいち早く鳥居松町を中心とした地域に試行的に導入した。</p> <p>視覚障害者向けに交差点に近づくと信号機の状態を音声で知らせるものと車椅子利用者や高齢者向けに交差点や道路案内情報を画像と音声で知らせるものがある。</p> <p>総合福祉センターの館内にも、視覚障害者向けに案内システムを設置した。</p>
民間施設の改善助成 （民間施設改善助成制度）	<p>高齢者、障害者等すべての人が施設を円滑に利用できるようにする人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する店舗等のバリアフリーへの改善について助成する市の制度。</p>
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づき県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者と活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行う。</p> <p>児童委員は、児童福祉法に基づき厚生労働大臣が委嘱し、担当区域の児童・家庭などの実情把握、相談援護、関係機関への要保護児童の連絡、児童健全育成活動などを行い、関係行政機関の業務に協力する。</p> <p>民生委員と児童委員は兼務。</p>
みんなのための公園づくりへユニバーサルデザイン手法による設計方針	<p>身体障害者を含むすべての人に使いやすい公園を整備するための計画・設計の指針として国土交通省が平成 11 年度に示した。</p>
ユニバーサルデザイン （Universal Design、UDとも略す）	<p>一人ひとりの人間の能力や障害の種類・程度に関わらず、障害のある人や高齢者はもちろん、年齢や性別に関係なく、すべての人が障壁（バリア）を感じることなく利用できる施設、住居、用具、サービスを提供することをめざす概念。</p>